

対象年度		令和 5年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		生活困窮者自立支援事業						予算事業名		生活困窮者自立支援事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	生活困窮者自立支援法				
			03	01	01	61	経常経費						
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分	主要事業					
	地域で支えあう福祉環境の充実						担当課係等	社会福祉課					
	生活保障の充実							社会福祉係					
事業期間		継続 (平成27年度～令和 5年度)											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
生活困窮者に対し就労及びその他の自立に関する相談支援を実施し、困窮状態からの早期離脱を図る。							生活保護制度改革に伴い生活困窮者自立支援制度が創設されたことから生活困窮者に対する支援が開始された。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行う。支援プランを策定し、内容の検討及び終結時の成果の評価を行う。 学習支援がままならない子供や困窮状態にあり塾に通えない児童生徒に無料で学習支援を実施する。 求職活動等の要件を満たすものに対し、原則3か月（最大9か月）住宅扶助相当の家賃補助を行う。 直ちに就労に結びつかない人の支援。 家計管理に問題のある世帯の支援							市内に居住する者で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活保護受給者を除く）						
【事業をとりまく環境の変化】							リーマンショックを発端とする景気低迷や、派遣切り等失業者が増加する中で、第2のセーフティーネットである本事業の必要性が高まった。						
【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】					
生活困窮者に対する、自立に向けた相談・支援 困窮世帯の子供に対する学習支援や家賃相当の支援 直ちに就職に結びつかない方の支援 家計管理に問題がある方の支援				生活困窮者に対する、自立に向けた相談・支援 困窮世帯の子供に対する学習支援や家賃相当の支援 直ちに就職に結びつかない方の支援 家計管理に問題がある方の支援				生活困窮者に対する、自立に向けた相談・支援 困窮世帯の子供に対する学習支援や家賃相当の支援 直ちに就職に結びつかない方の支援 家計管理に問題がある方の支援					
■事業費													
			R03年度		R04年度								
財源内訳	国	庫	支	出	金	9,960	10,453						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	1,909	4,566						
歳入計 (千円)			11,869		15,019								
歳出内訳	節 (番号 + 名称)		金額 (千円)		金額 (千円)								
	10	需用費	126		210								
	11	役務費	66		72								
	12	委託料	7,114		7,502								
	18	負担金補助及び交付金	881		1,535								
	19	扶助費	3,682		5,700								
	歳出計 (千円) (A)			11,869		15,019							
伸び率 (%)					26.53								
備考													

令和 3年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
活動 指標	相談件数	件	目標	150.00	150.00	150.00
	生活困窮者、新規相談数		実績	204.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	就労による自立	人	目標	8.00	8.00	8.00
			実績	18.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国からの法定受託事務であるため福祉事務所が実施する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策として行政が関わるべきである。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策として行政が関わるべきである。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	今後、相談件数の増加、内容の多様化が予想されるため、迅速かつ適正な支援を実施するには相談支援員の増員が必要である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	生活困窮者を対象とした事業であり偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	生活保護に至る前の段階で、自立に向けての必要な相談支援が実施されている。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	国の方針及び事務マニュアルに沿って適正に実施しているが、相談支援員不足のため、対応が遅れる場合がある。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
相談内容が多様化し、様々なケースがあるが、それぞれに対応した相談支援を実施し、一定の効果はあった。相談数、内容の多様化により相談支援員の増員が急務である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
関係機関の連携を更に密にし、様々な視点から援助をしていく必要がある。相談支援員の豊富な知識と経験が必要になってくるので、人材の育成が重要である。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））	
☒ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 新型コロナウイルス感染症や物価高の影響によっては、今後も生活困窮者が増えると考えられるため、本人の経済的自立のみならず、日常生活の自立や社会生活の自立を促す適切な支援が提供出来るよう相談支援の充実を図る。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））	
☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。	